

各種制度の利用を

介護保険施設等利用者の 居住費等負担額軽減制度の利用を

介護保険施設利用者(ショートステイを含む)の居住費および食事代については、保険給付の対象でなく、それぞれの施設が定めています。

しかし、住民税非課税世帯の人(介護保険料の第1段階から第3段階の人)には、軽減制度がありますので該当する人は保険住民課へ申請してください。

なお軽減は申請のあった月からとなります。

社会福祉法人によるサービス利用料の 軽減制度の利用を

低所得者が、社会福祉法人(町内では「社会福祉協議会」)の実施する介護サービス(訪問介護・通所介護・短期入所・介護老人福祉施設)を利用される場合、利用者負担の4分の1が軽減されます。

次のすべての要件に該当する場合は保険住民課へ申請してください。

軽減の要件

住民税非課税世帯に属し、年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下の人
預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下の人
日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
住民税が課税となっている親族などに扶養されていないこと
介護保険料を滞納していないこと

介護保険料を滞納していないこと

問い合わせは、保険住民課(766-8700)へ。

福祉医療の更新を

福祉医療受給者(老人・重度心身障害者(児)・乳幼児・母子家庭医療)で、平成17年中の所得が所得制限額以内(乳幼児を除く)の人には、6月末までに新しい医療受給者証を送付します。旧受給者証は、有効期限経過後に健康福祉課または日生・六瀬住民センターへ返却してください。

なお、平成18年1月2日以降に転入された人は、前住所地で平成18年度所得証明書(老人医療受給者は本人および65歳以上の同一世帯の人、その他医療受給者は本人・配偶者・扶養義務者)を請求し、6月21日までに提出してください。

制度別	対象者
老人医療	満65歳～69歳の人
身体障害者(児)医療	満65歳までの人で、身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人、または療育手帳A判定の人
乳幼児医療	0歳～6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児
母子家庭医療	18歳に達した最初の3月31日まで、または20歳に達する日の属する月の末日までの高校等に在学中の児童を養育している母、または父とその児童および遺児
高齢重度心身障害者医療	65歳以上で、身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人、または療育手帳A判定の人

いずれも所得制限があります

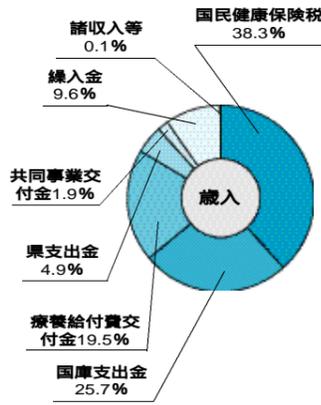
問い合わせは、健康福祉課(766-8701)へ。



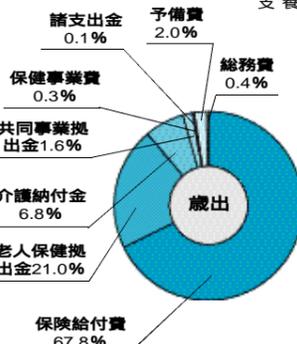
国保キャラクター「コココン」

国保会計ってどうなっているの？

歳入の部 (千円)		
科目	内容	予算額
国民健康保険税	国保加入者負担分	737,249
国庫支出金	国からの助成金	495,454
療養給付費交付金	被用者保険等保険者の拠出金により賄われる分	375,386
県支出金	県からの助成金	94,439
共同事業交付金	共同事業参加市町の拠出金により賄われる分	36,503
繰入金	一般会計からの補助	185,840
諸収入等	延滞金・督促手数料・利子など	2,011
合計		1,926,882



歳出の部 (千円)		
科目	内容	予算額
総務費	電算事務処理などの費用	8,370
保険給付費	保険医療機関等に支払われる診療報酬の費用	1,303,834
老人保健拠出金	老人医療費にあてるため、各保険者が出し合う費用	405,500
介護納付金	介護サービスにあてるため、各保険者が負担する費用	130,000
共同事業拠出金	高額医療費にあてるため、共同事業参加市町が応分に負担する費用	31,069
保健事業費	健康診断、人間ドックなどの費用	6,658
諸支出金	保険税の還付金など	2,451
予備費	予備費	39,000
合計		1,926,882



平成18年度の予算の総額は、19億2,688万2千円で、前年度当初予算額17億3,943万3千円に対して1億8,744万9千円(10.8%)の増となっています。

平成18年度国民健康保険予算は？

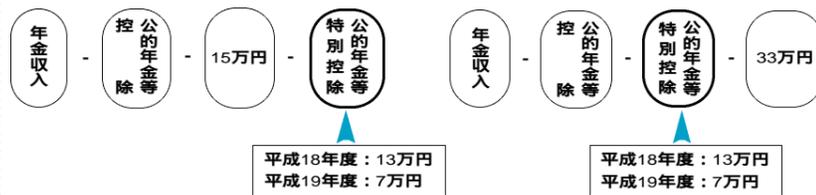
主な増加要因としては、保険給付費16.5%増、介護納付金21.5%増などがあり、またその歳出を賄うため、歳入として保険税10%増、療養給付交付金53.7%増、県支出金35.3%増などを計上しています。

公的年金等控除の見直しにともなう

国民健康保険税に特別控除を適用

軽減判定所得判定方法

所得割額算定方法(年金収入のみの場合)



公的年金等控除の見直しの影響を受ける被保険者の激変緩和措置として、平成17年1月1日現在に65歳以上であった人については、平成18年度から2年間、保険料の算定の際に特別控除が適用されます。

問合せ 保険住民課 766-8700

平成18年度の国民健康保険税率などは 次のように改正しました

区分	医療分(改正なし)	介護分	
		改正後	改正前
所得割額	5.8%	1.7%	0.63%
資産割額	30%	4%	4%
均等割額	26,000円	11,200円	5,700円
平等割額	25,800円	7,000円	2,500円
課税限度額	530,000円	90,000円	80,000円

「介護分」の保険料は、40歳以上65歳未満の加入者(介護2号)がいる世帯に月割りで計算します。

所得割額

加入者の前年中の所得からそれぞれ33万円を控除し、その額に一定率を乗じた額

資産割額

加入者の固定資産税額に一定率を乗じた額

均等割額

世帯中の加入者の数に一定額を乗じた額

平等割額

世帯あたりの均等の額

国民健康保険税算定例

【世帯主】猪名川太郎(67歳)【年金収入】316万円【固定資産税年税額】10万円
【配偶者】猪名川花子(62歳)【営業所得】63万円【固定資産税年税額】10万円

【医療分】	【介護分】	【医療分】
所得割額 (316万円 - 120万円 - 13万円 - 33万円) × 5.8% = 104,400円	所得割額 (63万円 - 33万円) × 1.7% = 5,100円	104,400円 + 60,000円 + 52,000円 + 25,800円 = 242,200円
資産割額 200,000円 × 30% = 60,000円	資産割額 100,000円 × 4% = 4,000円	【介護分】 5,100円 + 4000円 + 11,200円 + 7,000円 = 27,300円
均等割額 2人 × 26,000円 = 52,000円	均等割額 1人 × 11,200円 = 11,200円	平成18年度年税額 242,200円 + 27,300円 = 269,500円
平等割額 25,800円	平等割額 7,000円	

(モデル募集)

対象平成18年12月1日から平成19年11月30日まで(ふりがな)・性別・生年月日・住所・両親の氏名・電話番号(6桁)・連絡の電話番号(携帯番号も可)を記入し、6月12日必着で広報室(〒766-8707)へ。

坂本 ゆめちゃん
1歳(松尾台)



別府と川西のじーじ&ばーば、いつも見守ってくれてありがとう ゆめはもっと大きくなりませう！
父 宏明・母 紀子さん

小橋 空くん
1歳3カ月(白金)



元気がいっぱいちゃんやわがまな弟です。お兄ちゃんとお姉ちゃんがいっぱい遊んであげてね。
父 伸二・母 朱美さん

はい！ポーズ

ほたるの夕べ

6月10日開催

初夏さわやかな夕べ、ふるさと館および野外ステージを中心として「ほたるの夕べ」を開催します。会場周辺には駐車場があります。指定駐車場は、文化体育館駐車場をご利用ください。

当日は、日生中央バスターミナルから文化体育館駐車場を経由し、ふるさと館までの臨時直行バス(有料)を、午後3時30分～同6時30分までの間随時運行します。

【ほたるの学習会】
とき 6月10日(土)午後4時～同6時
ところ ふるさと館(催し会場)
内容 ほたるの生態をクイズを交えながら親子で楽しく学びます。

天地清和
ふたつとふたつと、若い力が感じられる作風です。
西原 大樹くん(3年)

恵愛為徳
全体のバランスも良い、細部まで神経の行き届いた作品です。
吉川 三菜美さん(3年)

中谷中学校



1つ1つのモチーフをしっかりと見つめ丁寧に描いています。
中野 沙恵さん(2年)

春のイメージで暖かい空気感をやさしい色遣いで表現しています。
文岡 桃子さん(3年)

